

福岡県公報

平成22年1月6日
第3058号

目次

告示(第20号 - 第29号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
土地改良区の清算人の退任	(農村整備課)	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
公 告			
福岡県特定鳥獣保護管理計画の策定に関する公聴会の開催	(自然環境課)	4
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	4
産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の閲覧	(廃棄物対策課)	5
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(児童家庭課)	5
選挙管理委員会			
政治団体の設立届	(市町村支援課)	5
政治団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	6

政治団体の解散届	(市町村支援課)	8
資金管理団体の指定届	(市町村支援課)	8
資金管理団体の届出事項の異動届	(市町村支援課)	8
公安委員会			
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課)	9

告 示

福岡県告示第20号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
太宰府市水城6丁目349番1及び349番57から349番74まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区早良5丁目7番14号
株式会社 吉川住宅 代表取締役 吉川 由洋

福岡県告示第21号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市西泉6丁目2795番22、2797番3から2797番5まで、2799番2、2799番5、2814番1、2814番4、2814番12、2814番14から2814番16まで、2815番2、2815番3、2816番2及び2817番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区重住3丁目10番12号

株式会社パナホーム北九州 代表取締役 海口 廣喜

福岡県告示第22号

解散した清算法人大地土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
丹村 善弘	田川郡大任町大字今任原1976番地
宮本 清	" " " " 1892番地1
白川 悟	" " " " 1965番地5
奥永 一秋	" " " " 1950番地2
崎野 文雄	" " " " 947番地1
中山 直治	" " " " 1435番地

福岡県告示第23号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 区域の名称 檜原
- 2 区域の所在地 朝倉市檜原
- 3 土地の表示

(1) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から10号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と10号とを結んだ線に囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号
---	---	----	------

朝倉	檜原	中谷	665番	1号
			666番	2号
735番地先道路敷	3号及び4号			
737番	7号			
		中尾	738番1地先水路敷	5号及び6号
		井ノ口	402番1	8号
		雑油	440番	9号
			451番	10号

(2) 次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から8号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と8号とを結んだ線に囲まれた区域

市	字	地番	標柱番号	
朝倉	檜原	中尾	751番	1号
			743番1	2号及び3号
			744番2	4号
			739番	8号
	井ノ口	396番2	5号	
		396番1	6号	
		397番	7号	

福岡県告示第24号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市青柳字村中1712番4、1712番5及び1712番8
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

古賀市青柳1712番地4 安武 稔晃

福岡県告示第25号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市弁分字町後94 - 1、94 - 6、95 - 5から95 - 7まで、95 - 20及び752 - 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都新宿区信濃町32番地

創価学会 代表役員 正木 正明

福岡県告示第26号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市椿字北町125 - 1、125 - 2、126 - 1、126 - 3、127 - 1及び127 - 4並びに字下草86 - 1、87 - 1、93 - 2、93 - 3、96 - 1、96 - 2、97 - 1、98 - 1、98 - 4及び99 - 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号

株式会社 ナフコ 代表取締役 深町 勝義

福岡県告示第27号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成21年12月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人しあわせねっと

(2) 代表者の氏名

松尾 幸子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県みやま市瀬高町下庄223番地6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、介護が必要な高齢者等に対して、介護保険法に基づく介護サービスを行い、併せて今は介護や支援を必要としない人々に対しても健康づくりのための活動や情報提供に関する事業や家事援助を行い、誰もが最期まで自分らしく生きていけるような地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第28号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字唐船字平石430 - 1から430 - 4まで、430 - 6から430 - 12まで並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

大牟田市松原町2 - 10

株式会社 拓建ホーム 代表取締役 竹下 隆司

福岡県告示第29号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県 道	筑紫野 三 輪 線	前	朝倉郡筑前町二236番27 先から 朝倉郡筑前町二243番2 先まで	15.0 ~ 19.0	83.5
			後	筑紫野市岡田2丁目106 番先から 朝倉郡筑前町二243番2 先まで	14.0 ~ 19.0	98.5

公 告

公告

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第3期）の策定に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のように公示する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

日 時	場 所	案 件	公聴会に関する 問い合わせ先

平成22年1月27日 午前10時から	福岡県吉塚合同庁舎702 会議室 福岡市博多区吉塚本町 13 - 50	福岡県特定鳥獣（イノ シシ）保護管理計画（ 第3期）の策定につい て	福岡県環境部自 然環境課 （電話092 - 643 - 3367）
-----------------------	--	---	--

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

- 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社豊解体工業
福岡県柳川市大和町豊原515番地1
代表取締役 西村 昭三
- 施設の種別及び処理能力
ガラスくず等及びがれき類の破碎施設
一日当たり 1,080 t
- 設置場所
福岡県柳川市佃町字庄左衛門1314番1
- 指定地域
福岡県柳川市佃町及び大和町明野のそれぞれ一部
上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。
- 閲覧の場所
福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所
- 閲覧の期間
平成22年1月6日から同年2月5日まで

公告

福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例（平成2年福岡県条例第20号）第6条第2項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置についての環境調査書の提出があり、同条例第7条第2項の規定により指定地域を定め、同条例第3項の規定によりその旨を通知したので、同条例第8条第1項の規定により次のように公告し、当該環境調査書を閲覧に供する。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 設置者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社豊解体工業

福岡県柳川市大和町豊原515番地1

代表取締役 西村 昭三

2 施設の種類及び処理能力

木くずの破碎施設

一日当たり 308 t

3 設置場所

福岡県柳川市佃町字庄左衛門1314番1

4 指定地域

福岡県柳川市佃町及び大和町明野のそれぞれ一部

上の区域を図面において表示し、5に掲げる場所に備え置いて閲覧に供する。

5 閲覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県南筑後保健福祉環境事務所

6 閲覧の期間

平成22年1月6日から同年2月5日まで

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規

則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部児童家庭課に備え置きます。

平成22年1月6日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成20年法律第85号）が施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでありますが、徴収する金銭の額の算定となるべき金額等について定めるものである（福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当）ため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成22年1月6日

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年11月1日～11月30日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
入江かずたか後援会	入江和隆	秋本隆熙	小郡市三沢75-41	平成21年11月10日
かくだ恵一後援会	高木俊之	伊藤恭介	八女郡星野村10901-1	平成21年11月2日
新全国同和連合会	田中佳朗	藤本寿樹	田川郡川崎町大字川崎1306-5	平成21年11月5日
高木ひろき後援会	末崎柁道	高木公城	八女郡星野村9729-1	平成21年11月24日
築上改革会議	平野力範	上野紘正	築上郡築上町椎田1806	平成21年11月11日
外山寛二後援会	外山寛二	橋本二三男	小郡市三沢4091	平成21年11月30日
仁氣の会	高瀬充博	前田和宏	行橋市泉中央5-2-41	平成21年11月5日

(7団体)

福岡県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成21年11月1日～11月30日

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
民主党福岡県参議院選挙区第1総支部	会計責任者	川内雄一朗	高橋伊織	平成21年11月6日	平成21年11月6日

る。

平成22年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

民主党福岡県総支部連合会	代 表 者	古 賀 一 成	松 本 龍	平成21年11月21日	平成21年11月25日
	会 計 責 任 者	吉 村 敏 男	助 信 良 平		

(2団体)

(2) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
茅野勝後援会	代 表 者	茅 野 文 子	高 山 孝 志	平成21年11月9日	平成21年11月9日
憲法の友の会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区古小鳥町81-3-508	福岡市東区香椎6-35-6	平成21年11月7日	平成21年11月16日
さとう俊郎後援会	政治団体の名称	さとう俊郎後援会	いとしまビジョンの会	平成21年11月1日	平成21年11月2日
	主たる事務所の所在地	前原市前原中央2-6-20	前原市波多江駅南1-16-10-602		
政治団体日本愛国党	政治団体の名称	政治団体日本愛国党	政治結社日本愛国党	平成21年11月1日	平成21年11月4日
ふくおかFUNクラブ	主たる事務所の所在地	福岡市中央区今泉2-1-15アイレックス南天神101	福岡市博多区博多駅南1丁目3-1	平成21年11月19日	平成21年11月25日
三嶋俊蔵後援会	代 表 者	鍋 嶋 民 生	稗 田 輝 男	平成21年11月18日	平成21年11月18日
三嶋ひでゆき後援会	主たる事務所の所在地	前原市波多江駅北3-1-1	前原市波多江駅南1-1-1-804	平成21年11月11日	平成21年11月11日
吉田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区今泉2-1-15アイレックス南天神101	福岡市中央区浄水通1-2Dグランセ浄水303	平成21年11月19日	平成21年11月25日
よしひろ啓子後援会	主たる事務所の所在地	京都郡苅田町富久町2-27-5	京都郡苅田町京町2-7-1	平成21年11月24日	平成21年11月25日
吉丸かつひこ後援会	主たる事務所の所在地	前原市前原西1丁目8-23	前原市前原西4丁目10-23	平成21年11月1日	平成21年11月12日
	代 表 者	清 水 正 實	吉 村 博 士		

(10団体)

福岡県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
西よしてる後援会	平成21年11月3日	平成21年11月4日
向野正幸後援会	平成21年11月20日	平成21年11月30日
やのともこ後援会	平成21年11月1日	平成21年11月6日

(3団体)

受付期間 平成21年11月1日～11月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
外山寛二	小都市議会議員	外山寛二後援会	福岡県小都市三沢4091	外山寛二	平成21年11月30日	平成21年11月30日
平野力範	築上町議会議員	築上改革会議	福岡県築上郡築上町椎田1806	平野力範	平成21年11月11日	平成21年11月11日

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

。

福岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成22年1月6日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成21年11月1日～11月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
佐藤 俊 郎	前 原 市 長	さとう俊郎後援会	政治団体の名称	さとう俊郎後援会	いとしまビジョンの会	平成21年11月1日	平成21年11月2日
			主たる事務所の所在地	前原市前原中央2-6-20	前原市波多江駅南1-16-10-602		
三 嶋 栄 幸	前原市議会議員	三嶋ひでゆき後援会	主たる事務所の所在地	前原市波多江駅北3-1-1	前原市波多江駅南1丁目1-1-804	平成21年11月11日	平成21年11月11日
吉 田 宏	福 岡 市 長	吉田ひろし後援会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区今泉2-1-15 アイレックス南天神101	福岡市中央区浄水通1-2D グランセ浄水303	平成21年11月19日	平成21年11月25日

(3団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第2号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成22年1月6日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 雑踏警備業務1級
- (2) 雑踏警備業務2級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 雑踏警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
-----	------	------

平成22年4月6日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年4月7日（水）		
平成22年4月8日（木）		

(2) 雑踏警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成22年4月13日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成22年4月14日（水）		
平成22年4月15日（木）		

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

- (1) 雑踏警備業務1級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同様以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務2級

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。

(ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 雑踏の整理に関すること。

(エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 受付期間

ア 雑踏警備業務1級

平成22年3月15日（月）から同年3月18日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

イ 雑踏警備業務2級

平成22年3月17日（水）から同年3月23日（火）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

上記受付期間中、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）

第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通
(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）
(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書等）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

ア 雑踏警備業務1級 13,000円

イ 雑踏警備業務2級 13,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。
(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033、3034）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。
(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。